

29監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、愛知県知事から注意改善を必要とする事項について措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のように公表する。

平成29年12月15日

愛知県監査委員 篠田 信示  
同 川上 明彦  
同 山内 和雄  
同 神野 博史  
同 鈴木 喜博

随時監査の結果（平成29年9月15日29監査公表第8号）に基づいて講じた措置の内容

該当機関	注意改善を必要とする事項	措置の内容
農業総合 試験場	<b>【指導事項】</b> 生産品の出納に関する事務が適切に行われていなかったもの	平成29年5月26日開催の課内打合せで、生産等報告書の決裁漏れが発生しないよう周知徹底を図った。 また、生産品出納簿への記帳遅れが発生しないようにするため、売却手続、金融機関への振込みに合わせ、決裁、記帳等関連する事務を同時に行うよう周知徹底を図った。 さらに、事務手続のチェックリストを作成し、上司が事務処理状況を定期的に把握することとした。